

四日市市福祉監査室に関する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第5号

##### 四日市市福祉監査室に関する規則

###### (設置)

第1条 社会福祉法人、介護保険施設等の指導、監査等に係る事務を処理させるため、四日市市福祉監査室（以下「室」という。）を設置する。

###### (所管)

第2条 室は、健康福祉部健康福祉課の所管とする。

###### (分掌事務)

第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人の設立認可、指導監査等に関すること。
- (2) 介護保険施設等の指導監督に関すること。

###### (職員)

第4条 室に室長その他の職員を置く。

2 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

###### (専決)

第5条 室長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (4) 定例の報告等に関すること。
- (5) 前各号に準ずる軽易な事務に関すること。

###### (室の処務)

第6条 室の処務及び職員の服務については、この規則に定めるもののほか、四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）及び四日市市職員服務規程（昭和62年四日市市訓令第8号）によるものとする。

###### (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)